

令和6年度ベトナム社会主義共和国における人材サポート体制構築業務仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度ベトナム社会主義共和国における人材サポート体制構築業務

2 実施主体

宮城県（以下「発注者」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の目的

本県では、少子高齢化などに伴う生産年齢人口の減少が進行する中、県内企業等においては、事業を支える外国人材の受入れを促進するとともに定着を図ることが重要となっている。また、留学生の受け入れを促進し、地域の活力とともに、地域への愛着を醸成し、定着を促すことで、将来的な地域産業の担い手を確保する取組も重要なとなる。

本業務は、ベトナム社会主義共和国内で本県を志向する人材や留学希望者の母集団の形成を図ることにより、県内企業等における外国人材の受入れ及び公立日本語学校における留学生の受入れを促進し、以て県内産業の維持・活性化を図ることを目的として実施するものである。

5 本業務の支援対象

（1）企業等

外国人の採用に关心のある県内企業等で、ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年宮城県条例第47号）第2条第1項各号に規定する次に掲げる業種に属する中小企業を主な対象とする。

なお、次に該当しない企業等であっても、外国人の採用に关心がある場合は、本業務の対象に加えることができるものとする。

- イ 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業
- ロ 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

（2）外国人材

（1）に掲げる企業等への就職を希望するベトナム社会主義共和国内の人材（以下「外国人材」という。）を対象とし、就労する際の対象在留資格は原則として「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」とする。

（3）公立日本語学校

県内の市町村により開設される日本語教育機関で、文部科学省の認定を受け留学生を受入れるものを対象とし、同省への認定申請及び同省による認定審査の途上にあるものを含むものとする。

なお、本業務の委託期間において、支援対象は1機関（定員60人程度）となることが見込まれる。

(4) 留学希望者等

(3) に掲げる公立日本語学校への留学を希望するベトナム社会主義共和国内の学生（原則として18歳以上）のほか、既卒者等を含め留学に関心を持つ層を対象とする。

6 業務内容

(1) 拠点機能の確保

- イ 以下(2)から(8)までに掲げる業務を実施するための拠点（事務所機能）をベトナム社会主義共和国ハノイ市内に常設する。設置予定地域については提案すること。
- ロ イに掲げる拠点には、「宮城県キャリアサポートセンター」の名称（ベトナム語併記）を常時掲出する。掲出にあたっては、視認性に十分に配慮すること。
- ハ イに掲げる拠点に(2)から(8)までに掲げる業務を実施するために必要な人員を配置する。当該人員は本業務の専任者であることを問わない。
- ニ イに掲げる拠点とは別に、同拠点と発注者との連絡調整を担うための事務局を日本国内に置く。

(2) 相談窓口の設置

- イ 外国人材の企業等への就職または留学希望者等の公立日本語学校への留学に関する相談や問い合わせ等に対応するための窓口を設置する。
- ロ 相談には電話、メール等を使用するほか、来所または訪問により対応する。
- ハ 言語については、日本語及びベトナム語で対応するとともに、その他の言語についても可能な範囲で対応する。対応可能な言語については提案すること。
- ニ 相談窓口は受注後速やかに開設し、平日は常時開設する。
- ホ 相談の受付・回答は、原則として現地時間の午前9時から午後6時まで（ベトナム社会主義共和国の休日、祝日を除く）とする。なお、メール及びSNSツール等による相談受付は24時間可能とする。
- ヘ 相談窓口は(1)に掲げる拠点等に設置し、専用ダイヤルを準備すること。

(3) 外国人材の母集団の形成及び企業等とのマッチング支援

- イ 本県企業等を志向する外国人材の母集団を形成するため、ベトナム社会主義共和国内で外国人材及び教育機関をはじめとする関係機関等を対象としたセミナーやガイダンス、フェアなどを開催するほか、現地で開催されるフェア等に出展し、本県産業や企業等に関する情報を周知するとともに、企業等への就職について啓発する。また、アンケート調査等を実施し、本業務の実効性向上に資する情報を収集、分析する。
- ロ イに掲げる業務のうち受注者が開催するものの実施方式はオンライン、対面の別を問わず提案によるものとするが、その内容は以下(7)特設ホームページに掲載し、常時閲覧できるようにする。また、実施回数についても提案によるものとし、参加者数の目標を明示すること。
- ハ イに掲げる業務のうち受注者が開催するものの実施会場または配信環境は、受注者において選定及び確保する。
- ニ イに掲げる業務を実施するにあたっては、令和6年度外国人材マッチング支援業務において構築する「企業バンク」（以下、「企業バンク」という。）に登載される企業等の情

報を用いる。同業務との情報連携の詳細については、発注者と受注者が協議の上決めるものとする。

ホ 企業バンクに登載される企業等の情報や本県産業、生活環境等に関する情報など、企業等への就職に向けた外国人材等の啓発に資する広報を行う。本業務は、以下（7）特設ホームページのほか、印刷物の掲出や配架、SNS等を駆使した発信など、効果が見込める手法によるものとし、詳細については提案によるものとする。

ヘ イ及びホに掲げる業務等を通じ、企業等への就職を希望する外国人材の情報を集約するとともに、令和6年度外国人材マッチング支援事業において構築する「外国人材バンク」（以下、「外国人材バンク」という。）に必要情報を登録する。同業務との情報連携の詳細については、発注者と受注者が協議の上決めるものとする。

なお、提案にあたっては、本業務による外国人材バンクへの登録数の目標を明示すること。

おって、受注者において、企業バンクによらず独自に企業等の情報を集約し、イ及びホに掲げる業務を実施する場合に限り、本業務として受注者が自ら当該企業等を対象とした職業紹介を行うことを妨げない。この場合、提案に当たって、当該職業紹介による企業等への就職者数の目標を明示すること。

ト （2）に掲げる相談窓口に寄せられる企業等への就職に関する相談や問い合わせ等について、令和6年度外国人材マッチング支援業務の事務局に対し情報を提供する。また、企業等に関する個別の問い合わせについて、必要に応じ企業バンクに登載される情報を提供する。同業務との情報連携の詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

なお、受注者において、企業バンクによらず独自に企業等の情報を集約し、イ、ホ及びヘに掲げる業務を実施する場合、受注者自らが相談や問い合わせに個別に対応するものとする。

チ 本業務の効果を高めるため、ベトナム社会主義共和国内の政府関係機関や教育機関、その他関係機関等との協力関係を構築する。本業務は、訪問等を通じたイ及びホに掲げる業務等の周知、理解の醸成等によることを前提とするほか、発注者が令和5年3月8日にベトナム社会主義共和国と締結した人材送出しに関する覚書を踏まえた内容とし、業務の詳細については発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

リ 本業務を通じ企業等への就職が決まった外国人材において入国にあたり日本語学習を要する状況と認められる場合、ベトナム社会主義共和国内において必要な日本語教育を行うこと。本業務の実施方法等の詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

（4）留学希望者等の母集団の形成及び留学生募集等支援

イ 留学希望者等の母集団を形成するため、ベトナム社会主義共和国内で留学希望者等及び教育機関をはじめとする関係機関等を対象としたセミナーやガイダンスなどを開催するほか、現地で開催されるフェア等に出展し、公立日本語学校に関する情報を周知するとともに、留学について啓発する。また、アンケート等を実施し、本業務の実効性向上に資する情報を収集、分析する。

本業務のうち受注者が開催するものの実施方式及び実施回数はオンライン、対面の別

を問わず提案によるものとする。

ロ イに掲げる業務のうち受注者が開催するものの実施会場または配信環境は、受注者において選定及び確保する。

ハ 公立日本語学校における留学生の募集に資する広報を行う。本業務は、以下（7）特設ホームページのほか、印刷物の掲出や配架、SNS等を駆使した発信など、効果が見込める手法によるものとし、詳細については提案によるものとする。

なお、掲載内容や配布物等の詳細については、公立日本語学校の募集計画等を踏まえ、発注者と受注者の協議により決めるものとする。

ニ （2）に掲げる相談窓口に寄せられる公立日本語学校への留学等に関する相談や問い合わせについて、これを受け付けるとともに公立日本語学校に対し情報を提供し、または取り次ぐ。公立日本語学校との情報連携の詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

ホ 本業務の効果を高めるため、ベトナム社会主義共和国内の政府関係機関や教育機関、その他関係機関等との協力関係を構築する。本業務は、訪問等を通じたイ及びハに掲げる業務等の周知、理解の醸成によることを前提とするが、業務の詳細については発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

ヘ 公立日本語学校による留学生の募集に際し、出願書類等の配布、受理、必要書類等の微取や出願者情報の収集等、選考にあたり必要となる業務をサポートする。また、上記書類等のうち必要なものを翻訳する。本業務の詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

なお、公立日本語学校による留学生等の募集は、委託期間において2回程度行う。

ト 公立日本語学校による留学生の選考（書類選考、筆記試験、面接試験等）に際し、その運営をサポートする。

なお、試験等は受注者において会場を選定及び確保するとともに運営に必要な人員を配置したうえで実施する。また、公立日本語学校の担当者がオンラインで立ち合うものとし、これに必要な通信環境等を受注者において確保する。本業務の詳細については、公立日本語学校の募集計画等を踏まえ発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

チ 公立日本語学校による入学予定者の在留資格認定証明申請及び入学予定者による査証の取得をサポートする。本業務には、必要書類の微取及び在留資格認定証明書の受け渡し、査証手続きの指導、査証不発給となった場合の微取書類の返却を含むものとし、詳細については発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

リ 留学生的渡航に際し、公立日本語学校が開催するオリエンテーションの運営等をサポートする。

なお、オリエンテーションは受注者において会場を選定及び確保するとともに運営に必要な人員を配置したうえで実施する。また、公立日本語学校の担当者がオンラインで参加するものとし、これに必要な通信環境等を受注者において確保する。本業務の詳細については、公立日本語学校の募集計画等を踏まえ発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

おって、入学予定者において入国にあたり日本語学習を要する状況と認められる場合、ベトナム社会主義共和国内において必要な日本語教育を行うこと。本業務の実施方法等の詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決めるものとする。

ヌ その他、公立日本語学校が実施する短期の日本語教育プログラムのうち、ベトナム社会主義共和国からの参加を募るものについて、その周知等をサポートする。

(5) 外国人材及び留学生の実態把握

- イ (3) 及び (4) に掲げる業務により来県する外国人材及び留学生に対し、本業務外の事業者や個人、団体等による不当な手数料等の徴収や人権侵害、またはこれに類する不当な行為が行われていないことを確認するとともに、発注者に対し報告する。
- ロ (3) 及び (4) に掲げる業務において関係を構築し、または連携を図ろうとするベトナム社会主義共和国内の個人、法人、団体等について、上記イに該当する行為の主体あるいは関与が疑われる者ではないことを隨時確認し、その状況を発注者に対し報告する。
- ハ イ及びロに掲げる業務の実施方法については、受注者の提案によるものとする。

(6) 外国人材及び留学生の帰国後支援

- イ (3) 及び (4) に掲げる業務により来県する外国人材及び留学生が将来的に帰国することを見据え、帰国後人材の受け入れ先となりうるベトナム社会主義共和国内の企業等の情報収集や、帰国後人材の活用に関する企業向けセミナー等により、帰国した人材のキャリア形成を支援する。本業務の実施内容及び方法については、受注者の提案によるものとする。
- ロ (3) 及び (4) に掲げる業務により来県する外国人材及び留学生が将来的に帰国することを見据え、醸成された本県への愛着が将来にわたり維持されるよう、イベントや情報発信等により同窓会組織の形成を促すなど支援を実施する。本業務の実施内容及び方法については、受注者の提案によるものとする。

(7) 特設ホームページの運用及び業務の広報

- イ 本業務の効果的な運営に資する特設ホームページを作成・運営する。そのほか、必要に応じPRチラシやSNS等を活用して効果的な事業の広報を行う。
- ロ 特設ホームページは、ベトナム社会主義共和国内における関心層の特性を踏まえ、見やすさ、検索されやすさ、情報の速さを重視して作成・運営する。
- ハ 特設ホームページは、ベトナム語、日本語及び英語に対応させること。
- ニ 本業務の実施方法については、受注者の提案によるものとし、実施にあたっては発注者と受注者が協議のうえ詳細を決めるものとする。

(8) 留学希望者等及び外国人材の母集団形成に向けた独自提案

- イ 受注者のネットワークやノウハウを活用することにより、本県が留学希望者等及び外国人材から「選ばれる地域」となるための課題分析を行い、母集団形成に向けた各業務の実効性向上に資する独自の企画提案をすること。
- ロ 人材バンクへの登録を促進するための取組及び手法等について、受注者のネットワークやノウハウを活かした独自の提案をすること。

7 業務報告及び成果品

(1) 業務実施状況報告書

毎月 10 日までに、前月に実施した業務について、以下に留意の上、業務実施状況報告書を作成し、発注者へ紙及びデータで提出し、内容について報告する。

- イ 事業の詳細として、相談等への対応状況、セミナー、ガイダンス等の実施状況、フェア等への参加状況、関係機関等への訪問状況、人材バンクへの登録状況、留学生募集及び選考支援の状況、その他発注者が指示する内容を掲載する。
- ロ ホームページへのアクセス数、セミナー等の閲覧数などのデータを集計し、掲載するほか、発注者が指示する内容を掲載する。
- ハ 令和 7 年 3 月に実施した事業は下記 7 (2) に掲載する。

(2) 業務完了報告書

令和 7 年 3 月 31 日（月）までに、委託期間中に実施した全ての業務について、以下に留意の上、業務完了報告書を作成し、発注者へ提出する。

- イ 前記 7 (1) において掲載した情報を包括して掲載する。
- ロ 各業務における実施状況、実績、得られた知見を明示する。

(3) 成果品

令和 7 年 3 月 31 日（月）までに、成果品として、以下データを発注者へ提出する。提出方法は、発注者と調整の上決定する。

- ・本業務で実施したアンケート等の集計結果データ

8 委託業務の履行場所

ベトナム社会主義共和国内及び宮城県内

9 その他

- (1) 上記業務内容の実施にあたっては、他団体等が実施する外国人就職支援に関する業務との連携を図り、各業務の目的や内容を踏まえ、年間を通して計画的、効果的に実施すること。
- (2) 本業務において作成したデータ等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は当該データ等を、自ら本業務実施のために必要な範囲において隨時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種資料等について、受注者は発注者に対し著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (4) 新型コロナウイルスの影響等により業務が実施できない場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じて代替策を提案、実施すること。